

入会申込書

申込日 平成 年 月 日

熊本トランポリンクラブに入会を希望します。

入会者氏名

氏名	生年月日	年齢	利き腕 右or左	幼稚園・学校名	障害者 手帳有無
ふりがな	年 月 日				
ふりがな	年 月 日				
ふりがな	年 月 日				
ふりがな	年 月 日				

※レッスン時に注意する事
あればご記入下さい。

ふりがな		続柄
保護者氏名 (入会者が未成年の場合)		
住所	〒	
電話番号		
携帯電話	(本人・父・母・その他)	
メールアドレス (携帯)	(本人・父・母・その他)	

※イベントの際には、熊トラTシャツ着用での参加ご協力をお願いします。

熊トラTシャツ購入希望 3,000円 サイズに○印	120 , 130 , 140 , 150 SS , S , M , L , 2L	枚数 枚	合計 円
------------------------------	--	---------	---------

希望レッスン時間

	曜日	時間	コース	決定	備考
第1希望					
第2希望					
第3希望					

誓約書

熊本とらんぼりんクラブの規約を理解した上で、その趣旨に賛同し入会を希望します。また、万一規約に反して事故が発生し損害を受けても、一切の責任を熊本とらんぼりんクラブ及びその関係者に問いません。

氏名 _____ 印

熊本トランポリンクラブ

熊本とらんぼりんくらぶ規約

[目的]

第1条 本クラブは、トランポリン運動を通じて運動好きな子どもに育てると共に、幼少年期における体力の増進とスポーツの素養作り、すべてのスポーツに移転のきく空中動作・バランス感覚を養成することを目的とします。又、成年部においては、健康保持と体力増進、各スポーツのエアリアル・トレーニング等を目的とします。

[指導者]

第2条 指導者は、日本トランポリン協会公認のトランポリン普及指導員2種取得者が指導にあたります。尚、指導者はローテーションの為、固定化ではありません。又、指名もできません。

[入会資格]

第3条 本クラブでレッスンを受ける方は、本クラブの趣旨に賛同した方とします。

[入会手続・月謝の納入]

第4条 入会申し込み用紙に必要事項を記入し、提出願います。尚、入会時に入会金と協会費、月謝2ヶ月を添えて入会願います。又、月謝につきましては、所定の口座より引落させていただきます。

[指導日時・振替取得]

第5条 レッスン日時は、入会時に決定して下さい。無段欠席や遅刻しても振替は出来ません。急病他事前連絡をいただいた方のみ通常レッスン日に振替を行います。前2週間、後4週間以内で振替は行ってください。また、1レッスン6名未満のときは、時間を早めに終了させていただきます。

[休会・退会]

第6条 レッスンを休む時、レッスンを止めようと思う方は(未成年者の場合は親権者が)、本クラブに必ず連絡をしてください。また、1ヶ月単位で、休会される場合は、事前(14日以上前に)休会届けを提出して下さい。事前届けによる休会につきましては、レッスン時間確保の為、月謝の50%を徴収(引落し)させていただきます。又、退会についても14日前に退会届を提出ください。

[月謝の滞納]

第7条 正当な理由無しに月謝を滞納した場合、指導を停止することを承認して頂きます。

[入会金・月謝の不返還]

第8条 一旦納入した入会金・月謝等は、原則として返還致しません。尚、第6条の規定に従い、届出をされ、本クラブの不手際により引落された場合は、返還いたします。

[会員のモラル・除名]

第9条 レッスン生は、次項の厳守が必要です。尚、本規約に違反する時、指導員の指示にしたがわれない時、除名することがあります。

- ① 練習中の服装は、動きやすい服装(ジーンズは不可)と、ソックスもしくは体操靴の着用を厳守する。
- ② 練習中は、指導員の指示に従い、ルールを守り、本クラブの目的に添うよう努力する。
- ③ チームワークを守り、全員が、明朗活発なスポーツマンとなるよう節度ある態度をとる事。
- ④ 洋服のポケット等には、貴金属等を入れては跳ばない。(原則的に何も入れない)。

[事故・怪我・盗難]

第10条 安全面には十分配慮した指導をしています。器具管理・指導管理上に過失が無い場合には、本クラブは賠償の責を負わないものとします。(団体保険に加入します)

練習場への貴重品の持込みはご遠慮下さい。会場内での盗難は、個人の責に帰するものとします。

[休業日]

第11条 会場の整理、その他やむを得ない事由が発生した場合に休業する事があります。

[閉鎖]

第12条 本クラブは、経営上やむを得ない事由により閉鎖する場合があります。その場合1ヶ月前までに、全員へ告知いたします。

[規約の改定]

第13条 本クラブに必要と認められた場合に限り、規定の改定を行うことがあります。尚、改定した対象は、全員(親権者を含む)に及ぶものとします。